（留学生、事業修習等の届出）

令和 〇 年　〇　月　〇 日

岸和田市長　宛

**【令和　　 年度分】租税条約の規定に基づく個人住民税の免除に関する届出書**

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令

11条に基づき次のとおり届け出ます。

　　所得税について、日本国と 　　中華人民共和国　　　との間の租税条約第　　２1　　条　　第　　1　　項により、租税条約に関する届出書を　令和　〇　年 〇 月　〇　日に税務署に提出して免除を受けています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人住民税の  免除を受ける者 | 氏名 | 岸和田太郎 | | |
| 住所 | 岸和田市　　岸城町７番１号 | | |
| 生年月日 | 2000年８月９日 | 年齢 | 〇〇　歳 |
| 国籍 | 中華人民共和国 | 入国年月日 | 2022年10月10日 |
| 在留資格 | 留学 | 納税地 | 岸和田市 |
| 在留期間 | 2022年 10月　10日 　～　 2025　年　10月　 ９日 | | |
| 入国前の住所 | 中国〇〇省〇〇〇〇〇10－１ | | |
| 在籍する学校、  訓練を受ける  事業所等 | 名称 | 岸和田大学 | | |
| 所在地 | 大阪府岸和田市岸城町７番１号 | | |
| 免税となる所得の  支払者 | 名称 | 株式会社　岸和田市 | | |
| 所在地 | 大阪府岸和田市岸城町７番１号 | | |
| 契約期間 | 2022年 10月　10日 　～　 2023　年　10月　 ９日 | | |
| 所得の種類 | 給与 |  |  |
| 税管理人  ※届出をしている場合 | 氏名 |  | | |
| 住所 |  | | |
| その他の事項 |  | | | |

**※添付書類**

　・「租税条約に関する届出書」（税務署の受付印のあるもの）の写し

・在学証明書（学生の場合）　　　　　・事業修習者であることを証明する書類（事業修習者の場合）

・交付金等の受領者であることを証明する書類（交付金受領者の場合）

・雇用契約等の契約書（雇用契約等を締結している場合）

・本人確認書類（マイナンバーカードまたは在留カード）の写し

**※注意事項**

　・提出期限（３月15日）までにご提出ください。（土・日曜日の場合は翌開庁日）

　・届出書は毎年提出いただく必要があります。提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。

（留学生、事業修習等の届出）

令和　　年　　月　　日

岸和田市長　宛

**【令和　　 年度分】租税条約の規定に基づく個人住民税の免除に関する届出書**

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令

11条に基づき次のとおり届け出ます。

　　所得税について、日本国と 　　 　 　　との間の租税条約第　　 　　条　　第　　 　　項により、租税条約に関する届出書を　令和　 　年 月　 　日に税務署に提出して免除を受けています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人住民税の  免除を受ける者 | 氏名 |  | | |
| 住所 | 岸和田市 | | |
| 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  | 納税地 |  |
| 在留期間 | 年 　　　月　　　日 　～　　　　 　年　　　月　　　日 | | |
| 入国前の住所 |  | | |
| 在籍する学校、  訓練を受ける  事業所等 | 名称 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 免税となる所得の  支払者 | 名称 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 契約期間 | 年 　　　月　　　日 　～　　　　 　年　　　月　　　日 | | |
| 所得の種類 |  |  |  |
| 納税管理人  ※届出をしている場合 | 氏名 |  | | |
| 住所 |  | | |
| その他の事項 |  | | | |

**※添付書類**

　・「租税条約に関する届出書」（税務署の受付印のあるもの）の写し

・在学証明書（学生の場合）　　　　　・事業修習者であることを証明する書類（事業修習者の場合）

・交付金等の受領者であることを証明する書類（交付金受領者の場合）

・雇用契約等の契約書（雇用契約等を締結している場合）

・本人確認書類（マイナンバーカードまたは在留カード）の写し

**※注意事項**

　・提出期限（３月15日）までにご提出ください。（土・日曜日の場合は翌開庁日）

　・届出書は毎年提出いただく必要があります。提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。